

議員の派遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 令和7年度高校生出前講座（北海道幕別清陵高等学校）

(1) 目的

高校生の政治への関心や参加意欲・意識を高めるため、議会制度や選挙制度等を説明し、議会や選挙を身近なものとして理解していただくため。

(2) 派遣場所

北海道幕別清陵高等学校体育館（幕別町字依田101番地1）

(3) 派遣期間

令和7年12月23日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

2 幕別町議会まちトークカフェ

(1) 目的

町民と議会が町政全般にわたり情報及び意見を交換する場を設けることを目的とする。

(2) 派遣場所

- ① 札内南コミュニティセンター
- ② 忠類ふれあいセンター福寿
- ③ 糸内コミュニティセンター
- ④ 札内北コミュニティセンター
- ⑤ 幕別町民会館
- ⑥ 札内コミュニティプラザ

(3) 派遣期間

- ① 令和8年1月24日（1日間）
- ② 令和8年1月25日（1日間）
- ③ 令和8年1月28日（1日間）
- ④ 令和8年1月29日（1日間）
- ⑤及び⑥ 令和8年1月31日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

3 その他

上記 1 及び 2 の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。